

建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例 (帯水層蓄熱型冷暖房事業 令和元年内閣府・環境省令第1号改正)

規制改革の内容

特例措置前

地下水の採取は地盤沈下の原因となることから、ビル用水法の指定地域においては建築物用地下水の採取が規制されている

特例措置

国家戦略特区内に限り、実証試験を実施した結果、一定の要件を満たす場合に、地下水の採取に係るストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を当該試験の範囲内に緩和する

効果

- ・省エネルギー及びCO2排出の削減
- ・ヒートアイランド現象の緩和

規制改革の概要

政令で定める指定地域においては、環境省令で定めた技術的基準に適合していると認める場合でなければ、都道府県知事等は許可してはならない

実証試験の実施

一定の要件を満たす場合、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を、当該試験の範囲内に緩和

※ストレーナー：地下帯水層から井戸内に地下水だけを取り入れる取水口をいう。
揚水機の吐出口：ポンプから地下水を送り出す管の出口をいう。その大きさが揚水量が変わる。

帯水層蓄熱型冷暖房事業(イメージ)



